徳地町報
発行所　徳地町役場
発行者　徳地町長
編集者　河村孝
印刷所　今浪印刷所

げんきに
きれいに
しんせつに

臨時第5回町議会

小企業、天災融資等の条例

基幹林道負担金など十一議案を可決

臨時第五回徳地町議会が八月二十日召集せられ、全議員および三役、金参与が出席して熱心に審議され全議案が可決されました。今次議会で主な議案は徳地町火葬場条例の制定、徳地町小企業特別融資に関する条例、天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する条例、県営基幹林道の負担金について、辺地に係る公共施設として神の原橋の架橋について議決を求めたものでした。以下、議決された議案について、そのあらましを報告します。

△議案第一号
徳地町火葬場条例の制定について
先般竣工した、大字郷字射場ケ谷七〇六番地の町営火葬場の名称は「徳地火葬場」といいます。
火葬場を使用せんとする人は町長の許可を受けなくてはなりません。使用時間は通常毎日午前八時から午后十時までとなっています。
使用料は次の三種類です。
1　十年以上の人、一、〇〇〇円
2　十年未満の人、八〇〇円
3　死胎（死産児）五〇〇円
ただし、特別の理由があるときは、町長が使用料の減免をすることができるようになっています。

△議案第二号
徳地町使用料条例の一部を改正する条例について
これは、一号議案で、火葬場の使用料が条例の中に入れてあるので、使用料条例の中から、この項を削除したわけです。

△議案第三号
徳地町農業労働力調整協議会条例を改正することについて
これは、昭和三十六年制定の条例が、時代の推移でその内容を大巾に改める必要に迫られたので全文改正したわけです。

△議案第四号
徳地町小企業特別融資に関する条例の制定について
これは、町内の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業などの事業を行う小規模事業者に対し、金融の円滑化をはかり、小企業者の育成、振興をはかろうというものです。
ただ、山口県信用保証協会にある金額を出捐（出資ではない）して保証をしてもらい、指定金融機関（山口銀行郷支店）に融資の斡旋をするものです。
この融資の申込みには、次のような資格要件があります。
1　引続き一年以上、町内に居住していること。
2　町税を完納しているか、完納の見込みが確実なこと。
3　事業計画が妥当なこと、貸付金の返済能力があると認められること。
斡旋する融資の条件
1　原則として運転資金とする
2　融資の最高限度二〇万円
3　融資期間、二〇カ月
などとなっておりますが、なおくわしいことは経済課にお尋ねください。

△議案第五号
天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する条例の制定について
この条例は、天災により被害を受けた農林業者が、再生産資金を借受ける場合、農林業者には低利（三分五厘）で融資し、農協、森林組合等に対しては、町が差額の利子補給をするというわけです。
この条例の適用については、いろいろ条件があるので、くわしいことは経済課にお尋ねください。

△議案第六号
県営基幹林道負担金について
県営基幹林道（徳地町大字柚木地内、仏崎線）の工事が本年度より本格的になりましたので、その工事費の一割の地元負担金（町）が議決されたものです。
この基幹林道は、徳地町大字柚木字中野の銅橋を起点とし、島根県鹿足郡柿木村字中河内を終点とする延長約一二、〇〇〇メートル、その内約半分の六、〇〇〇メートル余りが、徳地町側にあるわけです。
この工事費、事務費を合わせて一平方メートル当り一〇、〇〇〇円程度の見込みで、その一割が地元（町）負担となる見込みです。
なお、この基幹林道の建設と併行して、県道防府〜津和野線の改修も強力に推進することになっており、双方完成の暁きには、山陰と山陽を結ぶ交通の大動脈となりましょう。

△議案第七号
町道路線の変更について
これは、基幹林道の新設に伴ない、基幹林道に編入される町道柚野川上線のうち、中野〜川上間を主要町道からはずしたものです。

△議案第八号
町有財産の処分について
これは、八坂小学校倉庫（木造瓦葺平家建）一五坪を売却しようというわけです。この敷地には八坂小学校寄宿舎を建築する予定になっております。

△議案第九号
八坂小学校寄宿舎の建築について
八坂小学校の倉庫売却後地に寄宿舎を建築しようというものですが、この資材には、旧野谷分校の校舎の一部を材料として充てることになっており、主として統廃合により八坂小に通学する野谷部落の児童の冬期間における暖房のための通学不能時に寄宿させる事になるわけです。

△議案第十号
辺地に係る公共的施設の総合整備計画につき、議会の議決を求めることについて
この議案は、佐波川左岸の奥地にある吉森、志手原等の部落と右岸の県道側を結ぶ、神の原橋の架橋がその主な目的となっています。

△議案第十一号
土地購入について
これは、山口法務局徳地出張所の建築用地として、徳地町大字堀字上ノ原（雲相寺前）の土地を購入しようというわけです。

△△△

国体旗リレー

10月18・19日町内を縦走

いよいよ秋の国民体育大会も余すところ一月余りとなりました。
秋の国民体育大会に用いられる「国民体育大会旗」は、10月9日岡山県庁（昨年の国体開催地）を出発、広島県を経て、10月12日広島、山口の県境で山口県に引継がれます。
山口県に入ってからの国体旗は県下五十八市町村をリレーされ10月27日山口市の国体主会場に「炬火」と共に到着することになっております。
当町を国体旗がリレーされるのは、次の日時と中継点で行われますので、ちょうど農繁期の最中でお忙しいとは思いますが、沿道筋の方は、できるだけ歓送迎していただければ、ありがたいと思っております。

国体旗の本町内通過の日時
十月十八日、一〇時五分
1　柚見、野尻（防府市と徳地町の境界）で防府市より引受。
2　全日、十時三十分
西大津郵斉（長沼鳥治宅の前）
3　全日、十時五十二分
庄方停留所の下、五十メートル
4　全日、十一時十四分
伏野部落の上の広場
5　全日、十一時三十八分
島地地区の大久保橋
6　全日、十二時四分
島地地区、仕出木の県道側、小屋のところ
7　全日、十二時三十分
大字中字元折は県道三叉路。
8　全日、十二時五十二分
串駐在所前
9　全日、十三時二十二分
熊坂峠で、都濃郡鹿野町に引継
10　全日、十五時四十五分
三谷桃木の奥、吉木谷（鹿野町との境界）で鹿野町より引受。
11　全日、十六時十分
三谷桃木のお宮前で中継。
12　全日、十六時三十二分
奥谷の天理教会の前
13　全日、十六時五十五分
果垣の三谷下公民館前で中継。
14　全日、十七時十七分、宿泊地野々非公民館前に到着する。
15　全日、国体旗は野々非に一泊
16　十月十九日、九時、野々非発
17　全日、九時二十二分
河岡（吉見屋商店前）
18　全日、九時四十四分
大字融路字屋敷（勝富所前）
19　全日、十時九分
大字野谷（いずれは煙道入口）
20　全日、十時三十二分
釣山（元小学校跡）
21　全日、十時五十五分
柚野支所前を通過する。
22　全日、十一時二十分
上横山原消所前
23　全日、十時三十五分
大土路（徳地、阿東町境界）で阿東町に引継ぎ、国体旗の町内リレー継走を終ることになっています。

花いっぱいに感謝

今春以来、各地区婦人会員の方々が中心となり、国体をひかえての県民運動の線にそい、前記の国体旗リレーコースの沿道を花いっぱいで飾ろうと、草花の植付けが行なわれました。草花の咲きかおる県道を国体旗がリレーされるのもうすぐです。婦人会の方々に厚くお礼を申しあげます。

種痘を行います

該当者はもれなくどうぞ

九月中旬より種痘を実施しますが、該当者は次のとおりですから駐在員さんから連絡がありましたら、かならず受けさせてください。
なお料金は一人に付二十円です。
(ア)　生後二カ月以上、一年未満の者（三十七年七月一日から、三十八年六月三十日の間に出生した者）
(イ)　来年四月に小学校入学予定の者
(ウ)　小学校入学前の小児で、今までに一度も種痘をしたことの無い者
(エ)　来年三月、小学校卒業予定の者

（百日咳ジフテリア）の混合注射
九月下旬ごろから、百日咳、ジフテリアの混合注射を行う予定にしています。くわしい日程は後日土地購入に付いて通知します。
これは、山口法務局徳地出張所の建築用地として、徳地町大字堀字上ノ原（雲相寺前）の土地を購入しようというわけです。
(ア)　昭和三十七年八月一日より昭和三十八年七月三十一日までに生れた者
三回実施し、料金は一三〇円。
(イ)　昨年の該当者で実施もれの者
三回実施し、料金は一三〇円。
(ウ)　昨年第一期（三回実施）を終了した者。
一回実施し、料金は五〇円です
ジフテリアの予防接種
九月下旬から実施します
つぎの該当者に対し、九月下旬ごろよりジフテリアの予防接種を実施します。
該当者と料金は
(ア)　来年四月に小学校に入学予定の児童。
一回実施し、料金は二十円です
(イ)　来年三月小学校を卒業する予定の児童。
一回実施し、料金は十円です。

育児相談を聞きます

お気軽におこし下さい

町では、防府保健所とタイアップして、毎月、次の日程で、育児相談所を開きますので、お母さん方はお気軽にお越しください。

記

第一月曜日、出雲地区
中央公民館（午前九、三〇〜一一、〇〇）
午前の二回
第二火曜日、八坂地区
（午后一、三〇〜三、〇〇）
第三木曜日、八坂地区
八坂診療所で行います。時間は出雲地区と同様です。
第二金曜日、串地区、串支所
午后一、三〇〜午后三、〇〇
第四木曜日、島地地区は公民館
午后一、〇〇〜午后三、〇〇
第四金曜日、柚野地区を実施しますが、柚野地区に限り、時間と場所はそのつど連絡します。

狂犬病の予防接種

十月初めから実施します

接種料は一頭に付、一八〇円
従来、最初の集合注射にもれて後で単独注射をする場合は、一頭に付、二八〇円でしたが、今回から三三〇円になりますので、できる限り集合注射を受けてください。
くわしい日程は、駐在員を通じてお知らせします。

国民健康保険被保険者証が切りかえられます

十月一日から、世帯主、満世帯主に対し、従来の五割給付を二割増しの七割給付することになりました。
なお、給付期間も、病気が治癒するまで給付されますので、現在お渡ししてある保険証を切りかえておいてください。予じめ準備駐在員の方を通じ、九月下旬に実施する予定です。

国民年金についてお願い

1　諸手続きは早くしましょう
ア　年金を受けている人が死亡したときは、戸籍の届出と同時に、年金証書をそえて、死亡した月までの年金を請求してください。
六カ月を過ぎると無効になります。
イ　満二十才に達した人、会社に入った人、会社をやめた人は二十日以内に申してください。
ウ　保険料を納めにくい人は一日も早く申出ください。
2　保険料は、集める月の二十日までに、世話人の家に持ってきてください。
ほとんどの部落では、婦人会などのお世話で、成績よく納められていますが、一部の部落では、世話人もなく、成績の悪い部落があります。こうした部落では、一日も早く世話人を選んで、恒月キチンと保険料を納めて、楽しい将来を築いてください。
なお、世話人によって集金された場合には、三分の手数料があります。

旧軍人、軍属の加算恩給

一昨年六月公布せられた「恩給法等の一部を改正する法律」による旧軍人、軍属の恩給加算制度の復活については、すでに扶助料関係者と大正六年生れまでの方の請求書類の受付を実施しておりますが、本年の十月一日からは、大正七年以降生れの方の書類の受付を行います。

1　加算年の算入
昭和二十一年二月一日以後算入されなかった旧軍人軍属の加算年のうち、勤務地域による加算年が算入されることになったので、一般文官やすでに軍人恩給の受給者には、関係ありません。

二　加算の種類
1　支那、南方などの戦務加算
一月につき三月以内
2　支那、満州などの外国接収地加算、一月につき二月
3　満州の外国領成加算、一月につき一月半以内
4　朝鮮、台湾などの在勤加算
一月につき半月以内
5　樺太、朝鮮などの国境警備加算、一月につき二月以内
請求手続きは、役場で加算恩給に関する履歴申立用紙をもらって所要の事項を記入して、役場または直接、県世話課に提出してください。
なお、ご不明の点は、役場町民課にお問合わせください。

農林業構造改善資金制度

農業経営近代化の推進が目的

昭和三十八年度から、農業構造改善事業をはじめとする農業経営近代化の施策を推進するため、新しく農林業経営構造改善資金制度が設けられましたが、その細部にわたる検討も終り、いよいよ借入申込を受付けることになりました。

この新しい資金制度は、農業近代化資金制度と異なり、国が全額出資している農林漁業金融公庫から貸出されるもので、貸付利率や返済期間も今までにない有利なものとなっております。しかしこの制度が、農林業の重要施策を推進するための制度であることから、従来と異なり、各資金ともそれぞれ計画を作つてもらつて、県に提出していただくことになります。

（この記事は、県政やまぐちNO9から転載したものです。広報子）

制度のあらまし

この制度のあらましは次のとおりですが、別表の貸付条件と比較しながら、ごらんください。

一　農業構造改善事業推進資金

農業改善事業を実施する場合その事業に参加する農業者（任意団体も含む）に対し、資金が貸付けられることになります。

補助のあるなしにかかわらず事業実施のための計画におりこまれているものが、貸付けの対象となります。

二　果樹園経営改善資金

果樹園経営計画をたてて、県の認定を受けた農業者に対し、貸付けられる資金で、苗木の植栽や成木になるまでの間の育成に必要な資金が対象になります。

三　畜産経営拡大資金

畜産経営構造改善計画をたてて、県の認定を受けた農業者に対し貸出される資金ですが、この計画においては、搾乳牛が八頭（肉用牛の飼育用の場合は成雌八頭ー十二頭）が常時飼養され、しかも自給飼料も相当とれるようになることが条件となつております。

貸付の対象となるものは、牛および畜産用施設、機具ですが両者はセットで貸出すとことになつております。

四　農地等取得資金

従来は、自作農維持創設資金で取扱われていましたが、このたびの改正により、この制度に組み入れられたもので、従来よりも貸付条件等が有利になつております。

なお、農業経営改善計画をたてることには変りありません。

五　未開墾地取得資金

農地、採草放牧地等にするための土地およびこれに附帯する土地を購入するのに必要な資金の貸付けが行われます。

この資金を借りる場合にも、農業経営改善計画をたてなければなりませんが、果樹園経営計画、農業構造改善事業実施計画がたてられている場合は、その必要がありません。

六　林業経営改善資金

幼令林や造林のための土地を購入するのに必要な資金と山林を管理するための資金が貸付けられるもので、従来よりも貸付条件が有利になつております。

おわりに

はじめにも書いてありますように、この制度は、農林漁業資金制度の一種で、農林漁業金融公庫から資金の貸付けが行われますので借入手続きも、計画をたてることと以外はほとんど変りありません

なお、保証人および担保は、その信用力に応じて、保証人だけによることも、物的担保だけによることも、両者を併用することも差支えありません。

また、転貸の場合は、主として理事以外の者を連帯保証人として徴し、転貸する組合の理事全員を画一的に連帯保証人とする必要はありません

大変有利なこの制度をどんどん活用していただいて、農業経営の近代化が一日も早く行われるようにしたいものです。

（おわり）

農林業経営構造資金貸付条件一覧表

資金の種類	貸付対象	貸付けの相手方	貸付利率	償還年限	据置期間	貸付限度額	備考
1. 農業構造改善事業推進資金	(1)家畜の新補充は育成 (2)搾乳牛、肉用種牛又は豚舎の建築 (3)果樹、桑、農産物加工用芋、農産物保管庫等、農産物処理施設、農作業用機械等の取得	農業を営む者	年利3.5分5厘（6.5）	10年以内	3年以内	農業を営む者個人 250万円 法人1,000万円	
		農業を営む者	6分	（果樹園・畜産関係は15年以内）	（果樹園・畜産関係は5年以内）		
2. 果樹園経営改善資金	(1)果樹の新植、改植又は育成	農業を営む者（農業を営む法人で農業生産法人以外の法人を除く（以下5.2.で同じ））	年利3.5分5厘（6.5）	15年以内	10年以内	農業を営む者個人 250万円 法人1,000万円	(1)育成資金はかんきつ類に限る。ただし樹令2年目以降6年目まで
3. 畜産経営拡大資金	(1)肉牛の用に供する乳牛又は繁殖の用に供する肉用種牛の購入 (2)豚舎、ふん尿舎、ロータリーカッター、飼料調理等の改良及び増設	同上	同上	12年以内	3年以内	個別経営 個人 250万円 共用林目的 個人 200万円 法人 600万円	(1)家畜を営む者
4. 農地等取得資金	農業経営の拡張のために必要な農地又は採草放牧地の取得	農業を営む者	一般4分5厘 農業構造改善 4分	22年以内	3年以内	農業を営む者 個人 80万円 法人 300万円	
5. 未開墾地取得資金	農業経営の拡張のために必要な農地又は採草放牧地又は土地又はその附帯地の取得	農業協同組合 農作公社 (いずれも農業を営む者に転貸する場合に限る) 農業を営む者	同上	同上	同上	同上	
6. 林業経営改善資金	(1)幼令の人工林、若しくは天然下種林農作又は造林のための土地の取得 (2)自材の伐採、保育、保全等の作材であって人工林又は天然下種林農林に属するもの	森林組合 森林組合連合会 農業協同組合 (いずれも林業を営む者に転貸する場合に限る。) 林業を営む者	一般4分5厘 農業構造改善 4分 5分	25年以内 20年以内			80万円

写真は8月6日馬場学校区婦人会のお世話で開かれた敬老会全景
この後、浪曲、万才などあり盛会でした

老人にしあわせを

わが国の老令人口は、890万人に達しており、近く国民の1割をこえようとしています。山口県でも13万人に達し、老人問題はますます重要性を加えてきています。町内でも 70 才以上の方が1,053名おられます。これを地区別にみますと、出張が明 161 名、女174名の計335名、島地、男91名、女136名で計227名、串が男43名、女46名の計89名、八坂が、男138名、女166名の計304名、柚野が、男44名、女54名で計98名の内訳となつています。

このうち、今年88才の「米寿」のお祝を知事、町長から贈られる方が、12名あります。

最高年令者は井上ミカさん96才です。（藤木立石）

今年は、老人福祉法も制定せられ、老人福祉の進展が大きく期待される一方、老人クラブなどによつて、老人自身が時代と共に生き、明るい社会性をつちかおうとする努力が重ねられています老後の生活が明るく、豊かなものでありたいのは、すべての人の願いです。このため、すべての人が協力し、明るい国づくりの努力をしなくてはなりません。老人の日を機会に国民全体で努力したいものです。

◇◇◇ 農業共済制度改正点のあらまし ◇◇◇

長い懐胎期をおえて、ようやく農業災害補償法の一部改正が、陽の目をみることになり、明年二月一日から施行されます。この制度は農家の皆さんが金を出しあつて、それを積みたてておき、不意の災害に備えようという考えを基にして仕組まれた制度です。しかし、それだけのことなら普通の保険と変りありません。最大きな違いは、国もこの仕組に参加して、掛金の約六割を負担して農家の負担を軽くしているわけです。それでもこの制度に対する評判はあまりよくありません。「掛金が高い」「共済金が少い」「損害評価の結果がけずられる」などの不満が農家の中に生じてきました。このたびの改正は、この不満を緩和することをねらいとしたものでありますから、その改正点のあらましを旧制度と比較しながら説明しましょう。

（資料は県政やまぐちから）

農業共済組合等の共済責任が拡充される

市町村の組合等は、これまで共済金額の一割を自己の責任において処理していましたが、この事業責任を大巾に拡げ、組合等が通常危険責任部分の大部分を保留してその残りの部分と異常危険責任部分を、迅速公の保険に付することになります

この結果、農家が負担する共済掛金の大部分が保険料として流出することとなり、組合等に保留されることになり、制度に備荒貯蓄的な機能が加味され、組合等に生ずる剰余金を、無事に見し、ある場合には、事業の一部をやめることができるようになります。

これにより、従来の掛捨になるという農家の不満は、相当程度緩和されるものと期待されます。

強制加入方式をゆるめる

農業基本法に従つて、経済的に自立しうる農業者の所得の確保を基調とする考え方のもとに、自主的な責任のある農業者の共済制度を確立するよう改正されました。

つまり、任意加入の巾を拡げ当然加入と任意加入の限界となる農家の規模は、これまで、水稲麦の別に一反歩であつたものを一反歩ー三反歩の範囲内で、地域ごとに知事が定めることとしており、さらに特定の共済事業が見込みですが、算定方法が改まるまでよりも、低い掛金率になることから、低くならないところもあります。

このような組合等に対しては農家が負担する掛金が、いままでよりも高くならないよう、特別な補助措置が講じられることになつています。

共済掛金の国庫負担の合理化

現在は、県単位の掛金率をもとにしてきまる国庫負担割合を、県下全部に適用していたのを、組合ごとの掛金率の大きさによつて組合ごとに、国庫負担がきまるようになりました。

この場合、国庫負担割合は、最低を二分の一として、掛金率が高くなるにしたがつて、増加するという方式をとり、高被害地農家の負担が相対的に軽減されることになります。

水稲病虫害事故の除外と共済掛金の割引

最近では、病虫害の防除機具や農薬などの防除機具が進歩して病虫害による大きな被害がなくなりましたので、病虫害防除が完全に接近または上陸するおそれがあり、特に低被害地の組合等では割高になるきらいがありました。

ところで新しい制度では、組合等ごとに、過去の被害の実績を直接つかつて設定されるようになります。

したがつて、最近の災害事情からすれば、大半の組合等では、いままでよりも、低い掛金率になる見込みですが、算定方法が改まるまでよりも、低い掛金率になることから、低くならないところもあります。

このような組合等に対しては農家が負担する掛金が、いままでよりも高くならないよう、特別な補助措置が講じられることになつています。

共済掛金の国庫負担の合理化

現在は、県単位の掛金率をもとにしてきまる国庫負担割合を、県下全部に適用していたのを、組合ごとの掛金率の大きさによつて組合ごとに、国庫負担がきまるようになりました。

この場合、国庫負担割合は、最低を二分の一として、掛金率が高くなるにしたがつて、増加するという方式をとり、高被害地農家の負担が相対的に軽減されることになります。

水稲病虫害事故の除外と共済掛金の割引

最近では、病虫害の防除機具や農薬などの防除機具が進歩して病虫害による大きな被害がなくなりましたので、病虫害防除が完全に接近または上陸するおそれがあり、特に低被害地の組合等では割高になるきらいがありました。

ところで新しい制度では、組合等ごとに、過去の被害の実績を直接つかつて設定されるようになります。

したがつて、最近の災害事情からすれば、大半の組合等では、いままでよりも、低い掛金率になることから、低くならないところもあります。

補てん内容の充実

もつと手あつい補償をするためこれまで総代会で選択していた米価の七割を限度とするキログラム当り共済金額を、こんどは、**基準米価の九割を限度**に引上げ、この限度内で農林大臣が定めるキログラム当り共済金額から、選択することになります。

この結果、全損の場合の実質補てん割合は、最高のキログラム当り共済掛金を選択した場合には約六割三分となり、従来の四割九歩に比し、相当程度、補てん内容を充実しうるようになります。

共済掛金率の設定方法の改善

現行制度では、県別に過去二十年間の被害率を基礎として、共済掛金標準率を設け、これを県内の危険階段別に割り振つて（危険階級の序列に従つて）組合等ごとの基準共済掛金率を定めることになつています。

このため、共済掛金率がかならずしも被害の実態に合わない面があり、特に低被害地の組合等では割高になるきらいがありました。

ところで新しい制度では、組合等ごとに、過去の被害の実績を直接つかつて設定されるようになります。

その組合では、病虫害に見合うだけの共済掛金を割引きすることができると同時に、この割引きによつて不要となつた国庫負担の共済掛金のうち、農家負担掛金の減つた額に相当する金額を限度として、国から病虫害防除補助金をもらうことができるようになります。

以上が制度改正の主な内容ですが、このほか法案可決に当つて農家単位収量定方式の制度化、果樹等成長農産物の共済事業の拡充等改善の方法を講ずる附帯決議がされています。

山口県の向う三カ月の天気予想

概況

九月の下旬から十月の上旬にかけては、天気のぐづつく期間がありますが、その他の期間は、天気が周期的に変化して、晴の日が多いでしょう。

十一月の後半は、冬型になつて雲の多い期間がありましょう。

台風は、九月に二回、十月に一回ぐらい本邦に上陸または接近する見込みです。

九月の予想

上旬と中旬は残暑型で、晴の日が多いようですが、下旬は前線が停滞しやすく、天気のぐづつく期間がありましょう。

台風は、この月の後半に西日本に行なえる組合として、農林大臣が指定したところでは、病虫害を共済事故から除外してもいいことになります。

十月の予想

上旬は、北高南低となつて、前線が停滞しやすく、曇や雨の日が多いようですが、中旬と下旬は移動性の高気圧が西日本附近を通りすぎ、後半は大陸の高気圧が発達して、冬型の気圧配置になる期間がありましょう。

前半は天気が周期的に変化しますが、後半は大陸の高気圧が発達して、冬型の気圧配置になる期間があります。

十一月の予想

台風は、十月の前半、本邦附近に接近するおそれがあります。

訂正とおわび

本紙第八三号第二面の末尾記事町営火葬場が完成、使用料は大人千円の記事中、使用料は一四才以上の人で一、〇〇〇円、一〇才未満の人で八〇〇円、死胎五〇〇円と書きましたが、これは

◎ 十年以上……一、〇〇〇円
◎ 十年未満……八〇〇円
◎ 死胎……五〇〇円

の誤りでした。ここに本号をもつて訂正いたしますとともに、深くおわび申しあげます。

本号には、新しい農林資金制度農業共済制度などの解説を重点に取りあげました。皆さんのご参考になれば幸いとぞんじます。